

平成25年定例会 防災県土整備企業常任委員会 所管事項説明資料

【経営関係】

- 1 平成25年度の組織体制について 1
- 2 長期経営ビジョン及び中期経営計画について 2
- 3 平成25年度当初予算のポイント 6
- 4 平成24年度決算見込みの概要について 10
- 5 経営基盤の強化について 12

【事業関係】

- 1 水道用水供給事業 14
- 2 工業用水道事業 20
- 3 水力発電事業 25
- 4 RDF焼却・発電事業 28

〔資料〕

- 企業庁事務分掌 33
- RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について... 35
- RDF焼却・発電事業に係る確認書（案） 37

〔別冊〕

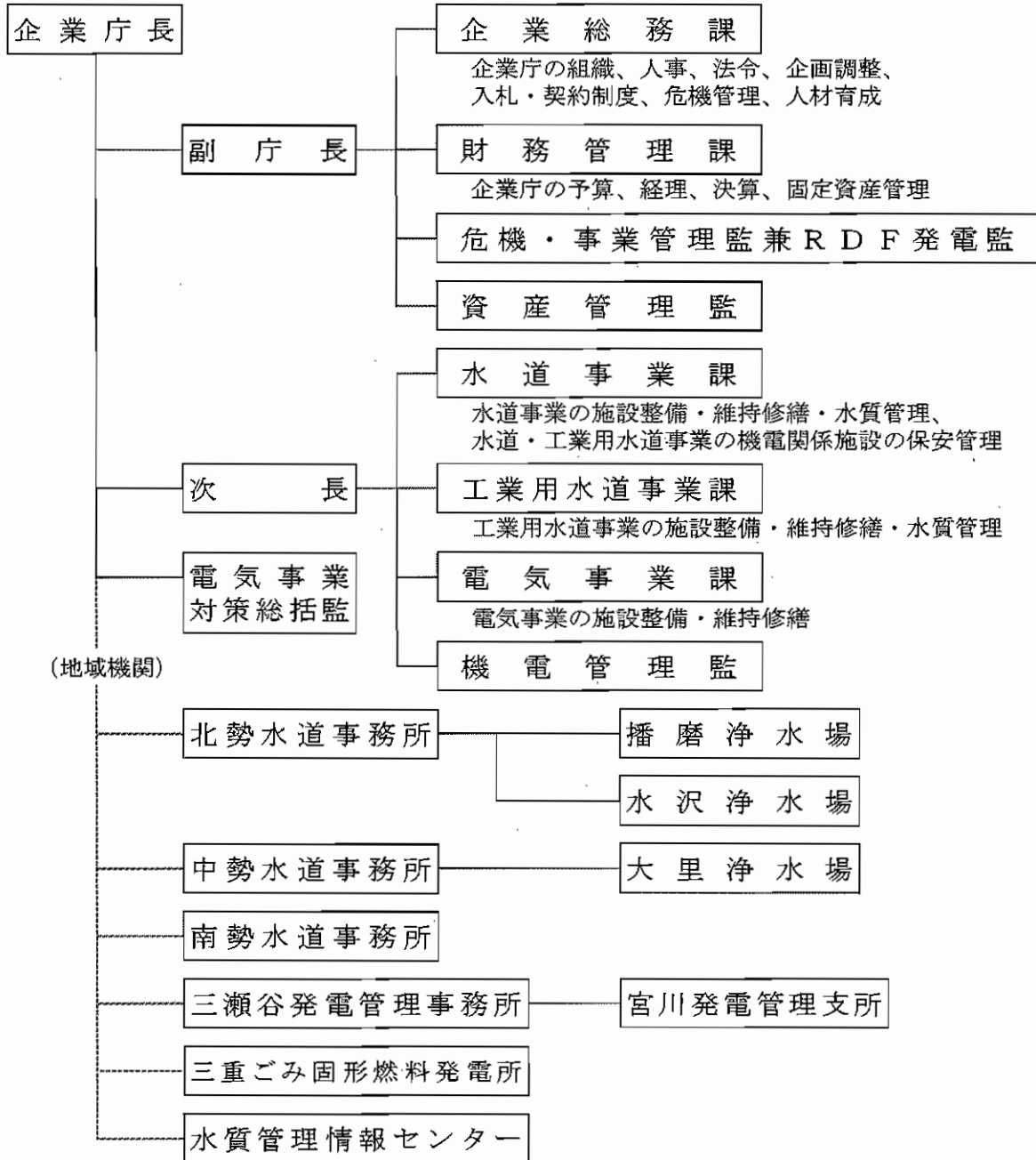
- 平成25年度事業概要「水の恵み」

平成25年5月27日

企 業 庁

1 平成25年度の組織体制について

(1) 組織図〔5課、6事業所〕



(2) 職員数の推移(平成25年4月1日現在)

(単位：人)

	H21		H22		H23		H24		H25	
	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
本庁	73	△3	68	△5	67	△1	67	0	68	1
事業所	187	△3	185	△2	174	△11	166	△8	163	△3
計	260	△6	253	△7	241	△12	233	△8	231	△2

2 長期経営ビジョン及び中期経営計画について

(1) 経緯

企業庁では、社会情勢の変化に的確に対応し、知事が示した「企業庁のあり方に関する基本的方向」（平成19年2月）を具体化するため、平成19年11月に、10年間（平成19年度～平成28年度）の事業運営の理念と道筋を示した「三重県企業庁長期経営ビジョン」（以下、「長期経営ビジョン」という。）及びその実行計画として、4年間（平成19年度～平成22年度）の具体的な取組を示した「三重県企業庁中期経営計画」（以下、「第1次中期経営計画」という。）を策定し、抜本的な経営改善を進めてきました。

現在は、平成23年3月に、平成23年度からの4年間（平成23年度～平成26年度）の具体的な取組を示した「三重県企業庁第2次中期経営計画」（以下、「第2次中期経営計画」という。）を策定し、「第1次中期経営計画」に引き続き、経営改善の取組や計画的な施設改良など「安全・安定」供給にかかる取組を進めています。

「長期経営ビジョン」の概要は、別冊「水の恵み」の18～20頁、「第2次中期経営計画」の概要は、同冊子の51～53頁のとおりです。

(2) 進行管理

ア 成果指標の実績把握と公表

- ・「中期経営計画」で設定した主要施設の耐震化率や設備の更新率などの成果指標について、毎年度、実績把握を行い、計画の進捗状況を検証しています。
- ・計画の進捗状況については、ホームページにより公表しています。

イ 「第2次中期経営計画」の一部見直し

「第2次中期経営計画」については、計画策定時から状況変化が生じたため、平成24年度に成果指標にかかる目標値の一部を見直しました。

今年度は、計画策定時に段階的な譲渡における各水力発電所の譲渡時期が決定され次第、修正することとしていた電気事業の収支計画について、平成24年度に譲渡時期が決定されたので修正しました。あわせて、青田発電所の譲渡時期を変更することについて、平成24年7月に合意したことに伴い、水力発電事業の成果指標にかかる目標値の一部の見直しを行いました。

見直し後の電気事業の収支計画については4頁、水力発電事業の成果指標にかかる目標値については5頁のとおりです。

ウ 三重県企業庁の経営に関する懇談会

「長期経営ビジョン」及び「中期経営計画」に基づく事業の実施状況や経営状況について、ユーザー・有識者等から広く意見をいただき経営に反映していくため、毎年度、「企業庁の経営に関する懇談会」を開催しています。

(3) 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

ア 一市供給地域における水道用水供給事業の市水道事業への一元化

伊賀水道用水供給事業を平成22年4月に伊賀市へ、南勢志摩水道用水供給事業の

一部を平成23年4月に志摩市へ譲渡し、一元化を実施しました。

なお、志摩市への譲渡にあたっては、市への技術継承を行うため、平成23年度から3年間にわたって県から市へ職員5名を派遣しており、今年度が最終年度になります。

イ 水道・工業用水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託の推進

工業用水道事業については、北勢水道事務所において、従来の運転監視業務委託契約の更新時期と合わせ、平成21年4月から全ての工業用水道の浄水場等において技術管理業務の包括的な民間委託を開始しましたが、その実施状況等の検証を進めた結果、効率性などの面で課題が抽出されました。このため、平成24年度からの新たな3ヵ年の契約では、この課題が解決できるよう、委託範囲を運転監視業務と設備の保守点検などの「浄水処理に直結する運転監視業務を中心とした一体的な業務」に見直し、包括的な民間委託を実施しています。

水道用水供給事業については、委託範囲を見直した工業用水道事業での民間委託の実施状況等についてあらためて検証し、将来にわたる「安心・安全」供給が確実に達成できることを慎重に確認したうえで、導入をはかっていきます。なお、包括的な民間委託の中心となる浄水場等の運転監視業務については、順次民間委託しており、平成24年度から中勢水道事務所の運転監視業務を民間委託したことにより、全ての浄水場等で民間委託を導入しています。

ウ 水力発電事業の民間譲渡

水力発電事業の民間譲渡については、平成18年3月に県議会からの三重県企業庁の民営化に向けた提言を受けて平成19年2月に知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」における民間譲渡が最初の選択肢との判断に基づき、同年10月から中部電力㈱を譲渡交渉先として交渉を進めてきました。

譲渡に関する基本的事項の整理を進めた結果、平成23年8月に譲渡価格は105億円とし、10箇所すべての発電所を3年間で段階的に譲渡することを内容とする「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」を中部電力㈱と締結しました。

この合意書に基づき、平成25年2月に青蓮寺及び比奈知発電所についての資産等の譲渡・譲受に関する契約を締結し、平成25年4月1日に譲渡しました。

今後は2回目以降の譲渡に向けて、諸課題への対応を的確に進めていきます。

エ 水力発電事業の民間譲渡後のRDF焼却・発電事業の運営形態

水力発電事業の譲渡後の運営形態については、平成28年度までは企業庁が引き続き任意適用事業として運営することとし、企業庁で運営するための様々な課題の解決に向けて整理を行っていきます。

○電気事業の収支計画（見直し後）

（単位：百万円）

区分		平成22年度 （決算）	平成23年度 （決算）	平成24年度 （補正後予算）	平成25年度 （当初予算）	平成26年度
収益的 収支	営業収益	2,400	2,019	2,660	2,746	1,871
	附帯事業収益	816	855	972	1,270	1,026
	営業外収益	13	9	40	6	6
	特別利益	-	-	-	-	-
	収入計	3,229	2,883	3,672	4,022	2,903
	営業費用	1,929	2,160	2,550	2,650	1,806
	附帯事業費用	1,042	995	984	1,256	921
	営業外費用	182	154	131	105	62
	特別損失	59	-	-	-	-
	費用計	3,212	3,309	3,665	4,012	2,789
純利益	18	△425	7	12	115	
当年度末未処理欠損金		2,225	2,650	2,643	2,631	2,516
資本的 収支	企業債	-	-	-	-	-
	固定資産売却代金	-	-	-	1,124	2,730
	長期貸付金償還金	47	34	25	13	-
	その他収入	163	-	-	-	-
	収入計	210	34	25	1,137	2,730
	建設改良費	11	93	721	442	-
	償還金	554	502	507	947	1,035
	支出計	565	595	1,228	1,389	1,035
	資本的収支不足額	△355	△561	△1,202	△253	1,695
資金 収支	前年度末内部留保資金	2,399	2,727	2,478	1,920	1,998
	純利益	18	△425	7	12	115
	当年度分損益勘定留保資金等	665	737	638	318	86
	資本的収支不足額	△355	△561	△1,202	△253	1,695
	単年度資金収支	328	△249	△557	77	1,896
当年度末内部留保資金	2,727	2,478	1,920	1,998	3,894	

（注）・収益的収支は税抜き。資本的収支は税込み。

- ・四捨五入のため合計が合わない場合があります。
- ・平成23年度までは決算額、平成24年度については最終補正予算額を反映した額で整理しています。
- ・平成25年度は当初予算額にRDF焼却・発電事業に係る売電料金契約額を反映させた見込額です。

○水力発電事業の成果指標にかかる目標値（見直し後）

経営目標	指標 (単位)	主な成果 (目的)	見直しの有無	H23	H24	H25	H26 (目標値)
民間譲渡	水力発電事業譲渡(年度)	目標年度までの円滑な譲渡	—	—	平成24年度末第1段階譲渡	平成25年度末第2段階譲渡	平成26年度末第3段階譲渡
安全・安定運転の取組 計画的な施設改良(改修)の推進	発電施設の耐震化率(%)	主要施設の耐震化が計画的に実施され、電気が安定的に供給出来る状態であること	—	97.8	98.9	100	100
	設備の更新率(%)	設備の老朽化対策が計画的に実施され、電気が安定的に供給出来る状態であること	—	30.4	42.9	66.1	100
	溢水電力量(千kWh)	効率的な発電運用と維持管理により、安定的に電力が供給されていること	見直し前	6,000以下	33,500以下	28,400以下	20,400以下
			見直し後	6,000以下	33,500以下	34,000以下	30,400以下
	供給電力量(千kWh)	電力が安定的に供給されていること(クリーンエネルギーの確保)	見直し前	296,623	260,495	243,013	78,051
			見直し後	296,623	260,495	246,472	78,331
	発電によるCO2削減量(千t-CO2)	地球温暖化防止への貢献度を示す	見直し前	217	190	178	57
見直し後			217	190	180	57	
供給支障件数(件)	電力が安定的に供給されていること		0	0	0	0	

〔指標の説明〕

- ・ 水力発電事業譲渡
平成24年度末から平成26年度末の段階的な譲渡目標年度までに各発電所等の円滑な譲渡が完了するとともに、基本的な譲渡条件が守られることで達成される指標。
- ・ 発電施設の耐震化率
企業庁が管理する主要施設(91施設)のうち、計画的に耐震化する主要施設の割合。(平成25年度までに全て完成予定。)
- ・ 設備の更新率
4年間(平成23年度～平成26年度)で更新する設備(56設備)のうち、計画的に更新する割合。
- ・ 溢水電力量
発電機を停止しなければ発電できたであろう年間電力量。作業停止、故障停止を少なくするなど、効率的な維持管理、発電運用を行うことで達成される指標。
- ・ 供給電力量
中部電力(株)に供給する年間の電力量。降雨などの自然条件によるところが大きいため、過去30年間の供給電力量の実績を基に算出。
- ・ 発電によるCO2削減量
発電した電力を供給することにより削減できたCO2の量。
- ・ 供給支障件数
電気関係報告規則第3条第2項の表第10号に規定される供給支障事故(一般電気事業者等に供給支障を発生させた事故)の件数。

3 平成25年度当初予算のポイント

(1) 予算編成にあたっての基本的な考え方

企業庁は、水と電気の「安全・安心・安定」供給を基本方針とし、ISO9001品質マネジメントシステムを活用し、効率的で安定した事業運営を行っています。

また、平成19年度に策定した「長期経営ビジョン」に掲げる経営目標の達成に向け、「第2次中期経営計画」（平成23～平成26年度）に基づき、経営改善の取組や計画的な施設改良、拡張事業等を推進しています。

特に、水力発電事業の民間譲渡について、平成25年度から段階的な譲渡を行うとともに、引き続き、浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託等の経営改善の取組を進めます。

また、南勢水道拡張事業について計画的・効率的に事業を進めるとともに、施設の耐震化や老朽劣化対策を推進していきます。

さらに、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用した太陽光発電や小水力発電設備の導入促進に取り組み、地球温暖化対策などの環境に配慮した事業活動を行います。

なお、今回の予算編成においては、工業用水道事業で、国の平成24年度補正予算で計上された国庫補助金（緊急施設更新・耐震化）を活用した2月補正予算と一体的な予算としています。

(2) 主な重点項目

ア 計画的な施設改良の推進

予算額 4,641,450千円
(5,434,426千円 ※H24年度2月補正含みベース)

将来にわたり水と電気の「安全・安心・安定」供給を実現するためには、管路や浄水場、発電所などの施設を効率的に整備し、適切に維持更新していくことが不可欠です。このため、施設の耐震化を重点的に進めるとともに、老朽劣化対策として電気・計装・機械設備の更新等を実施していきます。

(ア) 耐震化 1,020,134千円
(1,813,110千円 ※H24年度2月補正含みベース)

- ・水管橋耐震補強工事（揖斐川 他9件） 884,034千円
(1,045,571千円)
- ・主要施設耐震補強工事（新屋敷取水所 他6件） 136,100千円
(767,539千円)

(イ) 老朽劣化対策 2,905,097千円

- ・高野浄水場汚泥脱水機設備改良工事 515,000千円
- ・伊坂浄水場汚泥脱水機設備改良工事 288,300千円
- ・内径1650耗PC管布設替工事（四期・野田～中川原） 232,050千円
- ・志摩送水ポンプ所ポンプ制御盤他改良工事 192,150千円 他

- (ウ) その他(配水運用の強化等) 716,219千円
- ・送水管布設替工事(白山向け 他1件) 180,000千円
 - ・流量計設置工事(二期・南之郷) 105,000千円 他

イ 拡張事業の推進

予算額 218,818千円

南勢水道拡張事業について、平成27年4月からの給水開始に向けて計画的・効率的に事業を推進します。

- 南勢水道拡張事業 218,818千円
- ・内径150㎜送水管布設工事(多気朝柄分水) 42,966千円
 - ・多気浄水場2系送水ポンプ改良工事 42,000千円 他

ウ 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

予算額 1,339,866千円

長期経営ビジョンに基づき、技術管理業務の包括的な民間委託、水力発電事業の民間譲渡などの取組を進めます。

(ア) 技術管理業務の包括的な民間委託 266,260千円

工業用水道の浄水場等(北勢水道事務所管内)における技術管理業務の包括的な民間委託について、受託者との緊密な連携のもと適切に指導・監督を行い、安全・安定供給の継続に努めます。

- ・統括運転管理及び浄水場等管理業務委託 266,260千円

(イ) 水力発電事業の民間譲渡 1,073,606千円

水力発電事業の民間譲渡について、平成25年4月1日に譲渡する青蓮寺、比奈知の2発電所に引き続き、次年度以降譲渡する8発電所に係る必要な設備改修を行います。

- ・施設整備関係(修繕・改良) 324,357千円
- ・PCB含有主要変圧器取替等 251,565千円 他

エ 環境・地域への貢献

予算額 165,975千円

地域社会の一員として「企業の社会的責任(CSR)」を果たすため、地球温暖化対策などの環境に配慮した事業活動や地域貢献活動に積極的に取り組みます。

このため、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用し、浄水場等への太陽光発電や小水力発電設備の導入を促進するとともに、引き続き、農林水産部が実施している水源涵養林整備の取組に参画し、森林の保全・再生等に取り組みます。

- ・太陽光発電設備設計業務委託等(多気浄水場 他4件) 102,375千円
- ・小水力発電設備設計業務委託等(鈴鹿導水ポンプ所 他2件) 33,600千円
- ・水源涵養林整備事業 30,000千円

平成25年度当初予算会計別総括表

上段（ ）は、平成24年度2月補正含みベース

(単位：千円)

	年度	収益的収入 (A)	収益的支出 (B)	収益的収支 (A) - (B)	純利益 (税抜き)	資本的収入 (C)	資本的支出 (D)	資本的収支 (C) - (D)	
水道事業	24	10,222,914	8,986,039	1,236,875	1,173,851	2,305,142	7,610,484	△5,305,342	
	25	10,160,982	8,937,475	1,223,507	1,192,465	1,484,714	6,641,637	△5,156,923	
	増減	△61,932	△48,564	△13,368	18,614	△820,428	△968,847	148,419	
	前年対比	99.4%	99.5%	98.9%	101.6%	64.4%	87.3%	97.2%	
工業用水道事業	24	6,277,832	5,548,822	729,010	596,606	2,058,742	6,509,374	△4,450,632	
	25	5,914,877	5,366,415	548,462	426,862	(1,446,333) 1,267,433	(5,477,229) 4,684,253	(△4,030,896) △3,416,820	
	増減	△362,955	△182,407	△180,548	△169,744	(△612,409) △791,309	(△1,032,145) △1,825,121	(419,736) 1,033,812	
	前年対比	94.2%	96.7%	75.2%	71.5%	(70.3%) 61.6%	(84.1%) 72.0%	(90.6%) 76.8%	
電気事業	24	3,764,192	3,860,267	△96,075	△91,127	25,265	1,298,842	△1,273,577	
	25	4,010,962	4,234,343	△223,381	△187,499	1,136,219	1,390,207	△253,988	
	増減	246,770	374,076	△127,306	△96,372	1,110,954	91,365	1,019,589	
	前年対比	106.6%	109.7%	232.5%	205.8%	4,497.2%	107.0%	19.9%	
電気力内訳	水	24	2,861,458	2,838,158	23,300	39,128	25,265	1,293,273	△1,268,008
	25	2,889,841	2,928,598	△38,757	1,377	1,136,219	1,386,159	△249,940	
	増減	28,383	90,440	△62,057	△37,751	1,110,954	92,886	1,018,068	
	前年対比	101.0%	103.2%	-	3.5%	4,497.2%	107.2%	19.7%	
RD	24	902,734	1,022,109	△119,375	△130,255	-	5,569	△5,569	
F	25	1,121,121	1,305,745	△184,624	△188,876	-	4,048	△4,048	
増減	218,387	283,636	△65,249	△58,621	-	△1,521	1,521		
前年対比	124.2%	127.8%	154.7%	145.0%	-	-	72.7%	72.7%	
合計	24	20,264,938	18,395,128	1,869,810	1,679,330	4,389,149	15,418,700	△11,029,551	
	25	20,086,821	18,538,233	1,548,588	1,431,828	(4,067,266) 3,888,366	(13,509,073) 12,716,097	(△9,441,807) △8,827,731	
	増減	△178,117	143,105	△321,222	△247,502	(△321,883) △500,783	(△1,909,627) △2,702,603	(1,587,744) 2,201,820	
	前年対比	99.1%	100.8%	82.8%	85.3%	(92.7%) 88.6%	(87.6%) 82.5%	(85.6%) 80.0%	

平成25年度当初予算会計別支出予算総額

上段 () は、平成24年度2月補正含みベース

(単位：千円)

区 分	平成24年度 当初予算	平成25年度 当初予算	増 減	前年対比	
水道事業	収益的支出 (A)	8,986,039	8,937,475	△48,564	99.5%
	資本的支出 (B)	7,610,484	6,641,637	△968,847	87.3%
	うち建設改良費	2,544,495	2,726,131	181,636	107.1%
	合 計 (A+B)	16,596,523	15,579,112	△1,017,411	93.9%
工業用水道事業	収益的支出 (A)	5,548,822	5,366,415	△182,407	96.7%
	資本的支出 (B)	6,509,374	(5,477,229)	(△1,032,145)	(84.1%)
	うち建設改良費	3,569,207	(3,187,990)	(△381,217)	(89.3%)
	合 計 (A+B)	12,058,196	(10,843,644)	(△1,214,552)	(89.9%)
電気事業	収益的支出 (A)	3,860,267	4,234,343	374,076	109.7%
	資本的支出 (B)	1,298,842	1,390,207	91,365	107.0%
	うち建設改良費	792,267	442,910	△349,357	55.9%
	合 計 (A+B)	5,159,109	5,624,550	465,441	109.0%
合 計	収益的支出 (A)	18,395,128	18,538,233	143,105	100.8%
	資本的支出 (B)	15,418,700	(13,509,073)	(△1,909,627)	(87.6%)
	うち建設改良費	6,905,969	(6,357,031)	(△548,938)	(92.1%)
	合 計 (A+B)	33,813,828	(32,047,306)	(△1,766,522)	(94.8%)
		31,254,330	△2,559,498	92.4%	

4 平成24年度決算見込みの概要について

(1) 損益計算書及び貸借対照表（平成24年度決算見込）

①水道事業会計
損益計算書

費用			収益		
科目	H24	対前年度比	科目	H24	対前年度比
営業費用	71	101.5	営業収益	94	100.6
営業外費用	11	99.0	営業外収益	3	148.5
当年度純利益	15	-			
合計	97	101.5	合計	97	101.5

貸借対照表

資産			負債・資本		
科目	H24	対前年度比	科目	H24	対前年度比
固定資産	1,514	98.8	固定負債	67	101.7
流動資産	152	103.6	流動負債	8	95.0
			負債合計	74	101.0
			資本金	1,145	97.6
			剰余金	446	103.2
			資本合計	1,591	99.1
合計	1,666	99.2	合計	1,666	99.2

②工業用水道事業会計
損益計算書

費用			収益		
科目	H24	対前年度比	科目	H24	対前年度比
営業費用	45	93.5	営業収益	59	99.4
営業外費用	4	88.6	営業外収益	0	74.3
特別損失	0	84.0			
当年度純利益	11	138.1			
合計	60	98.7	合計	60	98.7

貸借対照表

資産			負債・資本		
科目	H24	対前年度比	科目	H24	対前年度比
固定資産	1,213	100.6	固定負債	67	88.4
流動資産	131	93.5	流動負債	7	66.9
			負債合計	74	86.0
			資本金	847	100.8
			剰余金	422	100.6
			資本合計	1,270	100.8
合計	1,344	99.8	合計	1,344	99.8

③電気事業会計
損益計算書

費用			収益		
科目	H24	対前年度比	科目	H24	対前年度比
営業費用	25	114.5	営業収益	27	133.9
附帯事業費用	10	98.0	附帯事業収益	10	115.7
営業外費用	1	83.2	営業外収益	0	435.5
当年度純利益	2	-			
合計	37	129.5	合計	37	129.5

貸借対照表

資産			負債・資本		
科目	H24	対前年度比	科目	H24	対前年度比
固定資産	144	99.6	固定負債	6	139.2
流動資産	29	99.9	流動負債	5	125.8
			負債合計	11	132.7
			資本金	155	97.0
			剰余金	7	130.7
			資本合計	162	98.0
合計	172	99.6	合計	172	99.6

(※1億円未満を四捨五入しているため合計が合わない場合があります。)

損益計算書の概要

左の損益計算書は、水道、工業用水道及び電気事業に係る平成24年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益であり、これは水や電力の供給に係る料金収入です。また、費用の主なものは営業費用であり、これは施設の管理・運営に伴う経費や減価償却費などです。

平成24年度の各事業の純利益は以下のとおりです。

水道事業 : 15億円
工業用水道事業 : 11億円
電気事業 : 2億円

なお、電気事業については、水力発電事業とその附帯事業であるRDF焼却・発電事業を合わせて記載しています。

貸借対照表の概要

左の貸借対照表は、水道、工業用水道及び電気事業に係る平成24年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されます。固定資産は管路や浄水場、発電施設等の有形固定資産、ダム使用権等の無形固定資産等です。

また、負債は、引当金、水資源機構からの借入等の固定負債と未払金等の流動負債で構成されます。

資本は、自己資本金と借入資本金に区分される資本金と国庫補助金等の剰余金で構成されます。

(2) 長期債務の状況 (平成24年度末現在)

(単位：億円)

(参考)

		借入資本 (企業債)	負債 (水資源機構割 賦負担金)	H24年度末 残高	H23年度末 残高
		(A)	(B)	(C)=(A)+(B)	(D)
水道	元金	(0)	(10)	(10)	(14)
	利息	356	10	366	417
工業用水道	元金	(5)	(9)	(14)	(26)
	利息	194	9	203	225
電気	元金	(7)	(0)	(7)	(10)
	利息	25	1	26	31
合計	元金	(12)	(19)	(31)	(49)
	利息	575	20	595	673
	計	94	3	97	115
		669	23	692	788

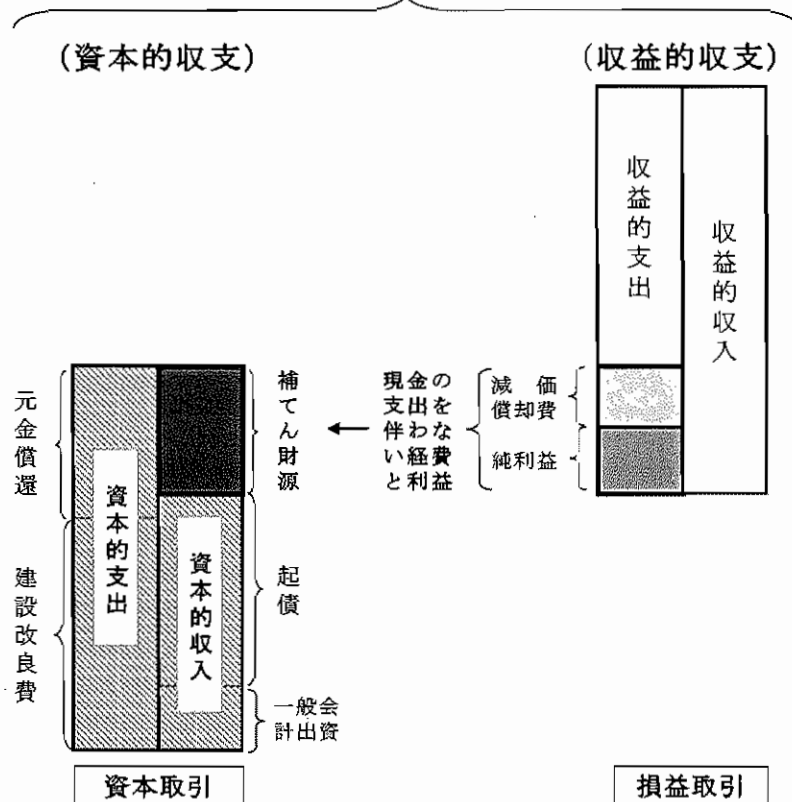
※元金欄上段の()書は、利率5%以上の企業債及び水資源機構割賦負担金で内数。

※電気事業の負債1億円は、災害復旧事業に充当するために借り入れた企業債。

※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

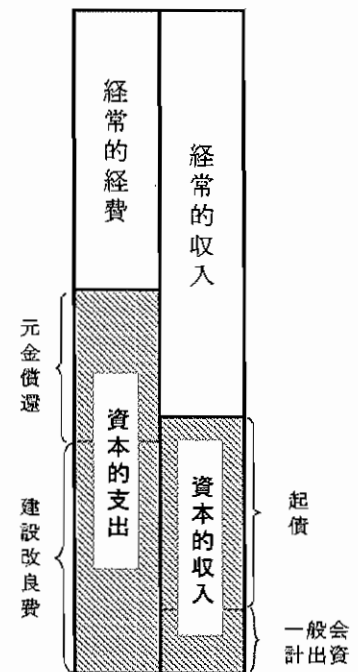
(参考) 公営企業予算と官公庁予算

【 公営企業予算 】



【 官公庁予算 】

<イメージ図>



5 経営基盤の強化について

(1) 人材育成

次世代への技術継承とチャレンジする組織を目指して、平成19年11月に「三重県企業庁人材育成方針」を策定し、職員の能力開発や技術継承に取り組んでいます。

ア 推進体制

「三重県企業庁職員研修委員会」において、毎年度「三重県企業庁職員研修計画」を策定し、継続的、総合的に研修等を実施しています。

また、研修委員会のもとに「人材育成部会」を設置し、次のような役割分担で取組を行います。

- ・ 人材育成部会では、人材育成方針に基づき、研修・OJTの実施方法、各種マニュアルの整備などについて検討します。
- ・ 研修委員会では、人材育成部会で検討した内容を確認し、具体的な取組として実行に移すとともに、その成果を検証し改善につなげます。

イ 平成25年度における主な取組

- ・ OJTの要素を取り入れた、より実践的で効果の高い研修として、専門的な知識を有し、高い技術力を習得している職員による実践研修を的確に実施します。
- ・ 技術管理業務の包括的な民間委託を進めるなかで、「安全・安心・安定」供給が継続できるよう、職員の技術力、指導監督能力の維持・向上を目指し、実践業務などに役立つマニュアル類を整備するとともに、「施設の維持管理」、「水質管理」及び「緊急時対応力」を向上するための研修を実施します。

(2) 防災危機管理の推進

東日本大震災以降の初動対応強化の取組等を盛り込み一部改定した「企業庁防災危機管理推進計画（平成24年3月第2回改訂版）」に基づき、危機管理体制の充実・強化、地震・風水害など自然災害による被害の軽減や漏水等事故の未然防止等に取り組むとともに、今後、東日本大震災に対する国・関係機関等の対応にあわせ、同計画の見直しを行います。

ア 危機管理推進体制の整備

企業庁における危機管理を適切に行うため、本庁に「危機・事業管理監」、事業所に「副所長」を配置しています。

その上で、危機・事業管理監や副所長等をメンバーとする「企業庁危機管理推進会議」を設置し、災害発生の未然防止対策の検討や、事故原因の分析結果などを情報共有し、取組の水平展開をはかっています。

イ 耐震化

平成25年度も引き続き、取水施設や浄水場等の主要施設及び復旧に時間を要する水管橋の耐震化等を計画的、重点的に実施します。今後、東日本大震災を踏まえた国・関係機関等の津波対策を含めた施設の構造に関する設計指針等の改定にあわせて、耐震化計画を見直し、施設改良に努めます。

ウ 震度5強以上の緊急時における初動・応急体制の充実・強化

民間委託の推進や業務の効率化に伴い人員削減が進む中で、災害時における応援要員の確保等、受託事業者を含めた危機管理体制を確立するため、平成20年度に企業庁独自の参集体制として、震度5強以上などの場合には、あらかじめ定めた企業庁有人施設（原則、職員の自宅に最も近い施設）に参集するよう見直しました。

平成21年度からは、見直した非常参集体制に基づき各水道事務所において訓練を実施するとともに、受託事業者等との連携強化をはかってきました。

平成25年度も引き続き危機管理体制に関する訓練を各所属で実施し検証を行うとともに、受託事業者等との連携強化に努めることにより、効果的な体制の確立に取り組みます。

(3) 固定資産の管理

企業庁が所有する固定資産については、電算システムにより台帳を管理しており、建設改良により取得、除却した資産の追加、削除や減価償却費の計算などをシステム処理することにより、資産価額の把握を行っています。

また、水力発電事業の民間譲渡において、中部電力㈱への固定資産データの引継ぎを進めています。

(4) 労働安全衛生への対応

各事業所における労働災害・事故ゼロを実現するため、次のとおり労働安全衛生の確立に取り組んでいます。

ア 労働安全衛生の体制

「三重県企業庁安全衛生基本方針」に基づき、「総括安全衛生委員会」において毎年度、「安全衛生重点取組項目」を決定するとともに、基本方針と重点取組項目を具体的に実施するため、「各事業場安全衛生計画」を策定し、実効性のある労働安全衛生の取組を行っています。

イ 平成25年度の主な取組

- ・ 発注者として労働災害防止のため、請負業者等に対する安全衛生管理体制の周知徹底に取り組めます。
- ・ 職場に潜む労働災害をもたらすリスク（潜在リスク）についての把握を行い、そのリスクに対して優先順位をつけて評価する「リスクアセスメント」を各事業所で実施し、その結果に応じてリスクの除去又は低減対策を検討し実行します。
- ・ 職員の心身の健康の保持増進に努めます。

<参考>労働災害発生件数

年度	企業庁職員	請負業者
22	1	1
23	2	2
24	1	0

【事業関係】

1 水道用水供給事業

(1) 運営状況

本県の水道用水供給事業は、水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43年度に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

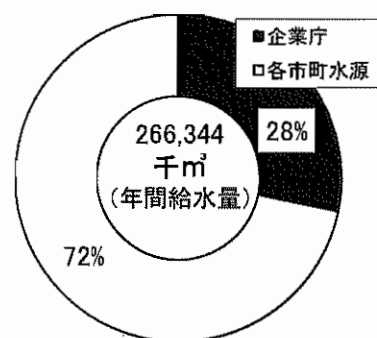
その後、順次事業統合や拡張事業を実施し、市水道事業への一元化等を経て、現在は、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を営業し、県内29市町のうち、17市町に供給しています。

また、給水能力は、平成25年4月1日現在で一日当たり427,666 m^3 となっています。

平成23年度の給水量は約7,526万 m^3 で、県全体の需要量に対しては約28%の水量に相当します。(平成24年度の給水量は約7,640万 m^3)

近年、くらしの安全・安心に対する意識が高まっており、より良質で安全な水を供給していくことが求められているため、計画的な施設改良等を進めています。

県内水道の給水量に
企業庁の水が占める割合
(平成23年度実績)



(2) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

基本料金・・・「契約水量(一日当たり)」に「基本料金単価(円/ m^3 ・月)」を乗じて得た金額
 使用料金・・・「その月の使用水量」に「使用料金単価(円/ m^3)」を乗じて得た金額

なお、北勢系長良川水系の水道料金については、平成23年4月1日、その他水系については平成22年4月1日に料金改定を行っています。

水道料金表(平成25年4月1日現在)

事業名	北中勢水道用水供給事業						南勢志摩 水道用水 供給事業
	北勢系 木曾川 用水系	北勢系 三重 用水系	北勢系長良川水系		中勢系 雲出川 水系	中勢系 長良川 水系	
			亀山市	亀山市以 外			
基本料金単価 (円/ m^3 ・月)	(680) 670	(3,300) 2,930	(3,130) 2,750	(1,400) 2,560	(470) 1,000	(2,030) 1,000	(1,290) 1,070
使用料金単価 (円/ m^3)	39	(65) 39	39	39	39	39	39

※()内は旧料金単価

※平成22年度の料金改定時に中勢系雲出川水系と中勢系長良川水系の基本料金を平準化。

水道事業の概要【営業関係】

(平成25年4月1日現在)

事業名	水源 <浄水場>	計画目標年度	給水対象市町及び給水量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始年月日
北中勢水道用水供給事業	北勢系木曾川水系	S60	木曾岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 川越町 5,800 四日市市 36,200 鈴鹿市 10,000 計 80,300	80,300	一部給水: S52.3.28 全部給水: S54.4.1
	北勢系三重水系	H12	四日市市 41,800 菰野町 2,600 鈴鹿市 6,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3.4.1 全部給水: H8.4.1
	北勢系長良川水系	H30	木曾岬町 2,000 桑名市 1,100 朝日町 1,000 川越町 1,400 四日市市 2,200 亀山市 7,400 鈴鹿市 2,200 菰野町 700 計 18,000	18,000	一部給水: H13.4.1 一部給水: H21.7.1 全部給水: H23.4.1
	中勢系雲出川水系	S60	津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46.6.4 一次拡張: S56.4.1
	中勢系長良川水系	H30	津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10.4.1
南勢志摩水道用水供給事業	榑田川 (蓮ダム) <多気>	H32	伊勢市 37,300 松阪市 61,000 鳥羽市 20,000 多気町 6,050 明和町 2,800 度会町 500 玉城町 500 志摩市 10,000 (大台町 1,700) 計 138,150 (139,850)	138,150 (拡張全部給水時 139,850)	一部給水: S62.5.1 全部給水: H11.4.1 拡張全部給水 (予定): H27.4.1
合計			17市町 (18市町)	427,666 (429,366)	

水道事業の概要【建設関係】

(平成25年4月1日現在)

事業名	水源	計画目標年度	給水対象市町 及び給水量(m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始年月日	工期	事業費 (千円)
南勢志摩水道用水供給事業 (南勢水道拡張事業)	榑田川 (蓮ダム)	H32	大台町 1,700	1,700	給水(予定): H27.4.1	平成23~ 26年度	243,961

水道事業の概要【確保水源】

(平成25年4月1日現在)

水源	計画給水量(m ³ /日)	工期	事業費	備考
長良川 (長良川河口堰)	151,200	昭和43~ 平成6年度	78.2億円 (長良川河口堰)	水源施設は完了 (水資源機構管理)
榑田川 (蓮ダム)	20,850	昭和46~ 平成3年度	36.1億円 (蓮ダム)	水源施設は完了 (国土交通省管理)

(3) 取組方針

- ・ 安全で安心な水道水の供給のため、適切な水質管理に努めるとともに、水質等に関する情報を受水市町や県民の皆様にホームページ等でわかり易く提供していきます。
- ・ 北中勢水道用水供給事業（長良川水系）については、受水市町の意向を踏まえた環境生活部の要請に基づき、関係機関と調整しながら取水・導水施設の整備に向けた取組を行います。
- ・ 南勢志摩水道用水供給事業（南勢水道拡張事業）については、平成27年4月から大台町への新規給水（一日最大給水量1,700m³）の開始に向けて、施設整備を進めます。
- ・ 東日本大震災の発生により、ライフライン等に係る大規模地震対策の必要性は、ますます高まっており、災害による被害の軽減、未然防止等のため、施設の耐震化等を着実に進めます。

(4) 計画的な施設改良の推進

- ・ 沈澱池等の主要施設及び水管橋の耐震化を行うことにより、大規模地震などの災害時において、被害を最小限に抑え、迅速な復旧による早期の送水を実現します。
- ・ 管路については、老朽劣化対策として着実に更新を行うことにより、安定した供給を実現します。

【年度別事業費】

(単位：百万円)

年度	H23	H24	H25	H26	4か年計
水道	1,769	2,492	3,030	2,473	9,764

※「企業庁第2次中期経営計画」（平成23年3月策定）より抜粋。事業費は計画ベース。

ア 耐震化

(ア) 応急復旧期間の目標

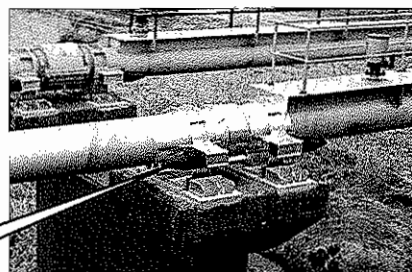
当庁施設の被災後の応急復旧期間の目標を最長1週間以内とし、目標達成のため必要な耐震化を実施します。

(イ) 主要施設

被災した場合、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる沈澱池等、主要施設の耐震化は平成24年度中に完了しました。

(ウ) 水管橋

構造が複雑で応急復旧に長期間を要する水管橋や基幹管路で被災時の影響が大きい水管橋の耐震化を優先的に実施します。



落橋防止装置

落橋防止装置設置工事の施工状況
〔三滝水管橋耐震補強工事〕

(エ) その他

北中勢水道用水供給事業(北勢系・木曾川用水系)の重要な施設で、水資源機構が管理する木曾川用水施設については、水資源機構が耐震化工事を進めており、利用者がその費用の負担を行っています。

【第2次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H23 (実績値)	H24 (実績値)	H25 (目標値)	H26 (目標値)
主要施設の耐震化率	99.2	100.0	100.0	100.0
水管橋の耐震化率	94.7	96.5	97.1	99.4

【水管橋の耐震化率については、平成24年4月に見直しを行っています。】

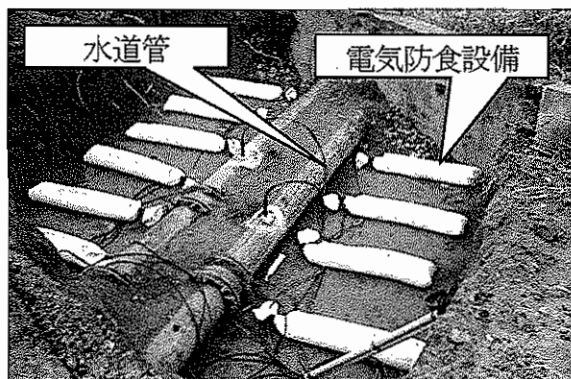
※主要施設の耐震化率：企業庁が管理する主要施設（129施設）のうち、計画的に耐震化する主要施設の割合。

※水管橋の耐震化率：企業庁が管理する水管橋（170橋）のうち、計画的に耐震化する水管橋（平成26年度までに169橋）の割合。（残りの1橋を含め平成27年度までに全て完成予定。）

イ 老朽劣化対策

(ア) 管路

漏水対策として土中の環境が悪く、腐食が発生しやすい箇所に埋設されている水道管については、管路の状況を見ながら、布設替えや電気防食設備を設置します。



電気防食設備設置工事の施工状況

[送水管路電気防食設備設置工事（明和分水）]

(イ) 電気・計装・機械設備等

電気設備、計装設備、監視制御設備及び機械設備などについて、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び機器の製造中止等を総合的に勘案して更新します。

【第2次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H23 (実績値)	H24 (実績値)	H25 (目標値)	H26 (目標値)
設備の更新率	21.1	54.4	84.4	100

※設備の更新率：4年間（平成23年度～平成26年度）で更新する設備（90設備）のうち、計画的に更新する設備の割合。

(5) 建設・拡張事業

ア 北中勢水道用水供給事業（長良川水系）：取水・導水施設の計画

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）は、「北部広域圏広域的下水道整備計画」（環境生活部所管）に基づいて実施しておりますが、今後の取水・導水施設の整備については、受水市町の意向を踏まえた環境生活部の要請に基づき、関係機関などとの協議を行います。

イ 南勢志摩水道用水供給事業：大台町への新規給水について

平成22年6月の「南部広域圏広域的下水道整備計画」（環境生活部所管）の改定を受け、企業庁は大台町への新規給水に向けて、計画的・効率的に施設整備を進めています。

<新規給水の概要>

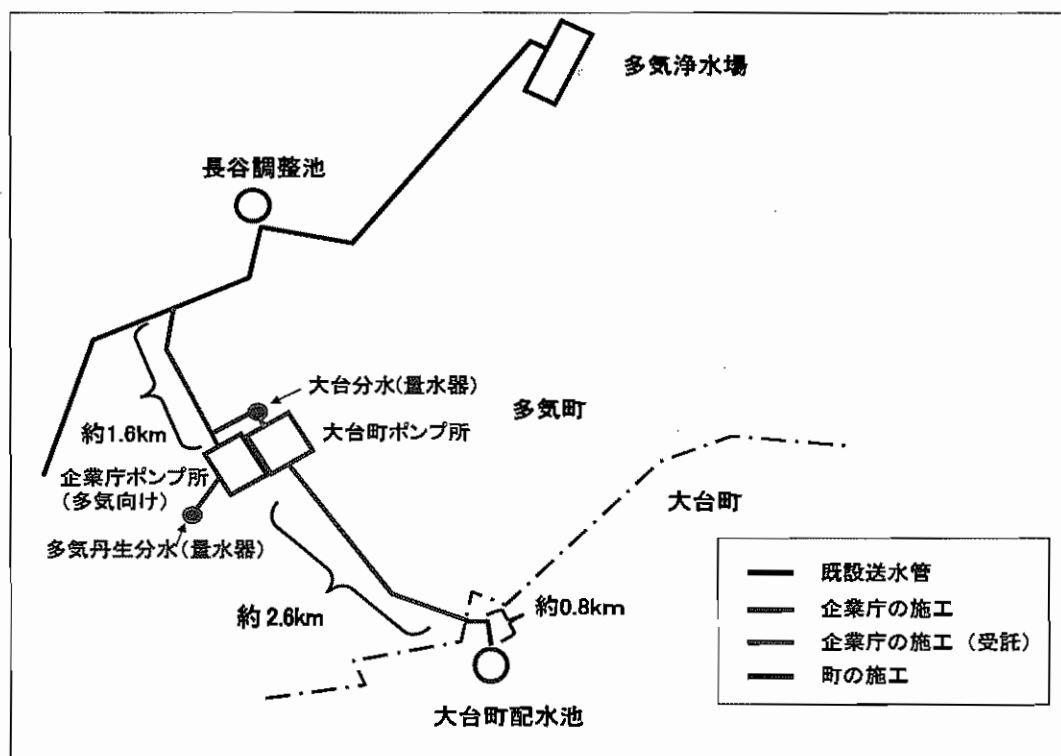
- 給水対象地域：大台町
- 一日最大給水量：1,700^m
- 給水開始時期：平成27年4月1日（予定）
- 事業実施期間：平成23年度から平成26年度
- 事業費：244百万円



送水管布設工事

【平成25年度主要工事予定】

- 多気浄水場送水ポンプ改良工事 29,749千円
- 多気浄水場計装設備改良工事 6,300千円



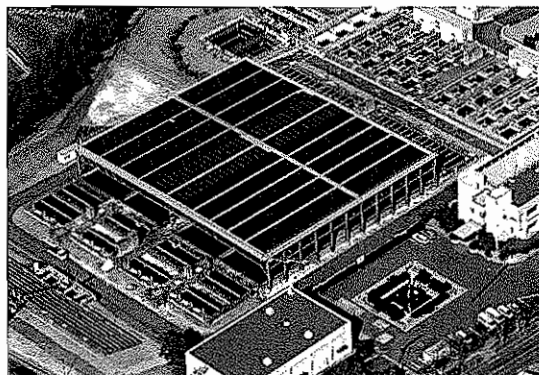
【南勢志摩水道用水供給事業概要図（大台町関係）】

(6) 環境・地域への貢献

地球温暖化対策、温室効果ガスの削減に取り組むため、水道事業の浄水場等に再生可能エネルギー発電施設の導入を推進します。

【平成25年度における予定】

- ・太陽光発電設備実施設計 3地点
- ・小水力発電設備実施設計 1地点



太陽光発電設備（播磨浄水場）

2 工業用水道事業

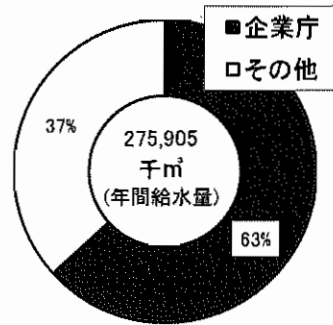
(1) 運営状況

本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替用水確保の必要性から、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道、昭和61年には多度工業用水道で給水を開始しました。

現在、給水能力は全体で一日当たり911,500m³を有し、県内の94社106工場に工業用水を給水することで、産業の発展、県土の保全に寄与しています。

なお、企業庁の工業用水は、平成22年度の給水量が約1億7,453万m³であり、県内工業用水の約6割を占めています。(平成24年度の給水量は約1億6,809万m³)

県内工業用水に
企業庁の水が占める割合
(平成22年度実績)



工業用水道事業の概要

(平成25年5月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m ³ /日)	契約給水量 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢 工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	71社 81工場	長良川 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川 総合用水 (岩屋ダム) <山村>	(990,000) 830,000	726,560	昭和31年 4月1日	昭和28年~	(14,270,826) 63,147,035
多度 工業用水道事業	桑名市	1社 1工場	三重用水 <多度>	(10,000) 10,000	10,000	昭和61年 4月1日	昭和59~ 62年度	(10,434,228) 1,813,600
中伊勢 工業用水道事業	津市	15社 17工場	雲出川 (岩ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	17,810	昭和46年 5月1日	昭和44年~	(429,110) 5,200,000
松阪 工業用水道事業	松阪市	7社 7工場	櫛田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和36~ 62年度	908,208
合計		94社 106工場		(1,088,500) 911,500	792,870			(25,134,164) 71,068,843

※給水能力の()内は全体計画量を、事業費の()内は水源負担額(外数)を示す。

※給水区域は現在給水している区域を示す。

※中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし。

※給水工場数の合計は各事業別の数を積み上げたものである。

工業用水道事業の概要【確保水源】

(平成25年5月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	(注) 4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川 河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円
計			519,800		

※計画給水量については、事業予定計画水量。

(2) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

基本料金・・・「基本使用水量(m³/日)」(契約水量)にその月の日数を乗じて得た水量に「基本料金単価(円/m³)」を乗じて得た金額

使用料金・・・「使用水量(m³/日)」(基本使用水量から休止水量^(※)を減じた水量)にその月の日数を乗じて得た水量に「使用料金単価(円/m³)」を乗じて得た金額

※休止水量・・・使用量が少ない時期等に休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年2回。(5月、11月)

また、「使用水量」を超えて受水した場合には、超過料金をいただいています。

なお、工業用水道料金はすべての事業において、3年ごとに見直しを行っており、平成25年4月から北伊勢工業用水道事業のみ改定を実施しました。

工業用水道事業の料金表 (平成25年4月1日現在)

(単位:円/m³)

	基本料金単価	使用料金単価	超過料金単価
北伊勢工業用水道事業	(15.5) 14.5	(3.5) 4.0	(38.0) 37.0
多度工業用水道事業	45.0	—	90.0
中伊勢工業用水道事業	21.3	1.9	46.4
松阪工業用水道事業	14.9	1.1	32.0

※ () 内は旧料金単価

(3) 取組方針

- ・ 施設の老朽劣化対策として、昭和56年から順次改築事業等を実施してきましたが、老朽劣化対策の一層の推進とともに、耐震化が急務となっており、安定給水を最優先に置いた施設の改築を確実に進めます。
- ・ 安全・安心・安定供給の実現を図りつつ、料金負担の軽減等ユーザー企業のニーズにも対応していくため、事業運営において引き続きコスト削減に努めるとともに、ユーザー企業等に対し積極的に経営情報の提供等を行っていきます。
- ・ 未売水の解消に向け、関係部局や市町の企業誘致担当部局と連携し需要開拓に取り組むとともに、企業からの給水申し込みに対し、迅速な対応を行っていきます。

未売水：将来の水需要に対応するため確保している水源のうち、既に事業化しているが受水者が未確定なもの。

未利用水：将来の水需要に対応するため確保している水源のうち、事業化されていないもの。

(4) 計画的な施設改良の推進

- ・ 取水施設や浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化を行うことにより、大規模地震等の災害時における被害を最小限に抑え、迅速な復旧による早期の給水を可能とします。
- ・ 老朽劣化対策については、漏水事故等が危惧されるコンクリート管（PC管）や鋳鉄管（CIP管）の更生工事等を優先的に実施するとともに、計画的に電気・計装・機械設備の更新を行うことにより、事故の未然防止に努めます。

【年度別事業費】

(単位：百万円)

年度	H23	H24	H25	H26	4か年計
工業用水道	3,180	4,178	3,730	3,820	14,908

※「企業庁第2次中期経営計画」(平成23年3月策定)より抜粋。事業費は計画ベース。

ア 耐震化

(ア) 応急復旧期間の目標

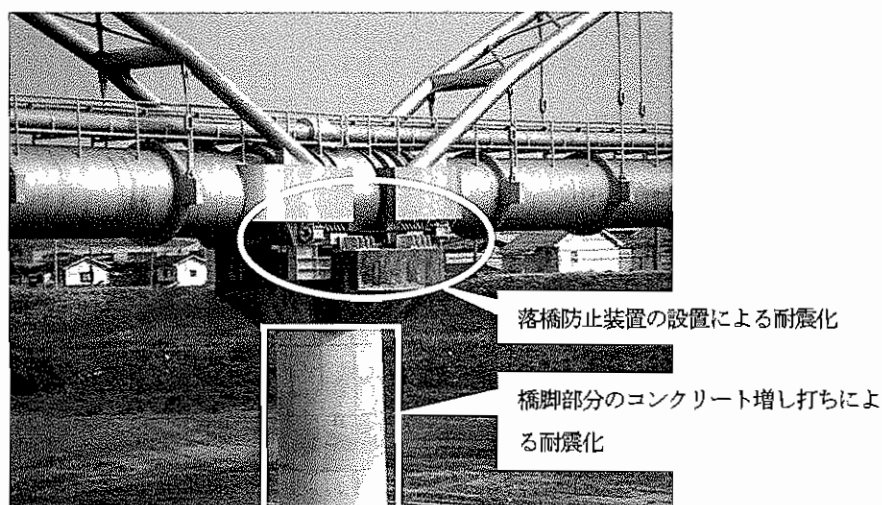
一般的に、被災後の工場の操業は、水道、道路等の社会基盤が復旧してから再開されると考えられることや、過去の大震災後の工業用水道の復旧状況を踏まえ、被災後の応急復旧期間の当面の目標を6週間以内としています。

(イ) 主要施設

被災した場合、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる浄水場・取水所等、主要施設の耐震化を実施しています。

(ウ) 水管橋

管路施設の被災によりユーザーへ給水支障を与えないようにするため、応急復旧に長期間を要する主要水管橋の耐震化を優先的に実施しています。



耐震化を行った内部川水管橋

(エ) その他

北伊勢工業用水道事業の重要な施設で、水資源機構が管理する木曾川用水施設については、水資源機構が耐震化工事を進めており、利用者がその費用の負担を行っています。

【第2次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H23 (実績値)	H24 (実績値)	H25 (目標値)	H26 (目標値)
主要施設の耐震化率	79.7	84.4	85.9	92.2
水管橋の耐震化率	77.0	79.7	95.9	95.9

【主要施設の耐震化率については、平成24年4月に見直しを行っています。】

※主要施設の耐震化率：企業庁が管理する主要施設（64施設）のうち、計画的に耐震化する主要施設（平成26年度までに59施設）の割合。

※水管橋の耐震化率：企業庁が管理する水管橋（74橋）のうち、計画的に耐震化する水管橋（平成26年度までに71橋）の割合。

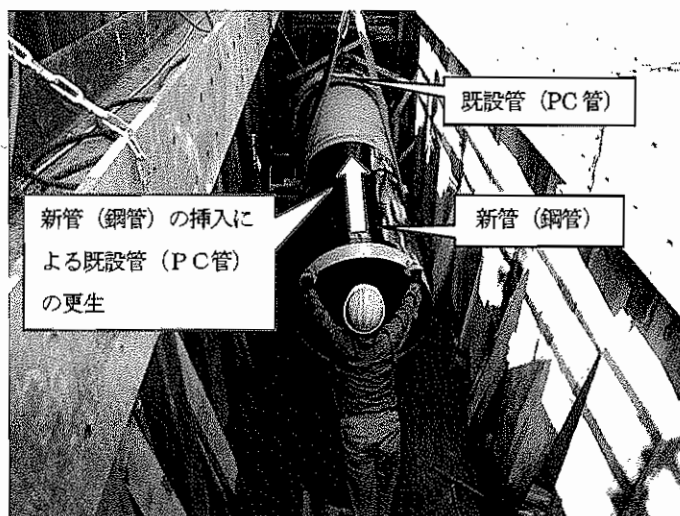
イ 老朽劣化対策

(ア) 管路

管路の老朽劣化対策については、企業庁第2次中期経営計画期間中（平成23年度～平成26年度）において、コンクリート管（PC管）のパイプ・イン・パイプ工法（管挿入工法）による管更生工事(2.8km)や铸铁管（CIP管）の布設替工事(1.7km)を実施しています。

(イ) 電気・計装・機械設備等

電気設備、計装設備、監視制御設備及び機械設備などについて、個々の設備の耐用年数、劣化状況等を総合的に判断して更新しています。



管路の老朽劣化対策として実施した管更生工事
(パイプ・イン・パイプ工法)の施工状況
〔内径 1100 耗 PC 管布設替工事(二期前期・伊坂ダム)〕

【第 2 次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H 2 3 (実績値)	H 2 4 (実績値)	H 2 5 (目標値)	H 2 6 (目標値)
管路の更生率	13.5	37.6	82.3	100.0
設備の更新率	15.8	29.8	66.7	100.0

※管路の更生率：4年間（平成23年度～平成26年度）で更生する管路（4.5 km）のうち、計画的に更生する管路の割合。

※設備の更新率：4年間（平成23年度～平成26年度）で更新する設備（57設備）のうち、計画的に更新する設備の割合。

ウ 配水運用の強化

漏水事故等の緊急時における給水の安定化を図るため、管路の複線化・ループ化による配水ネットワークの強化を計画的に実施していきます。

(5) 環境・地域への貢献

地球温暖化対策、温室効果ガスの削減に取り組むため、工業用水道事業の浄水場等に再生可能エネルギー発電施設の導入を推進します。

【平成25年度における予定】

- ・太陽光発電設備の設置 1 地点
- ・太陽光、小水力発電設備調査委託 3 地点

3 水力発電事業

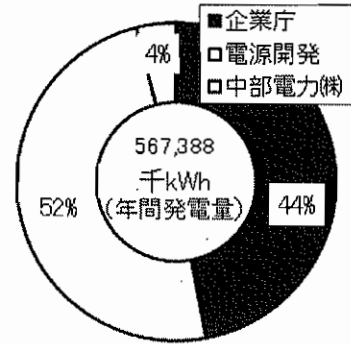
(1) 運営状況

本県の水力発電事業は、昭和27年に電気事業許可を受け、宮川総合開発事業の一環として長発電所をはじめに、宮川第一、第二、第三発電所を順次建設し、その後も、中南勢地域総合開発事業や石油代替エネルギー政策のもとで、6箇所の水力発電所を建設しました。

平成25年4月1日に青蓮寺及び比奈知発電所を中部電力㈱に譲渡しましたので、現在の設備は8発電所で、発電した電力は中部電力㈱を通して県内に供給しており、合計最大出力は94,200kWです。これは、全国の26公営電気事業者の中で10番目の規模です。

平成23年度の供給電力量は、約251,986千kWhで県内水力発電に占める割合は約44%に相当します。(平成24年度の供給電力量は約251,412千kWhで一般家庭約6万9,000世帯分の消費電力に相当します。)

県内水力発電に
企業庁が占める割合
(平成23年度実績)



(参考) 電気事業設備概要

(平成25年4月1日現在)

発電所名	使用河川名	発電所位置	発電形式	最大使用水量 (m ³ /秒)	最大出力 (kW)	H24年度供給電力量 (千kWh)
長	大内山川	多気郡大台町	水路式	6.00	2,600	12,049
宮川第一	宮川	北牟婁郡紀北町	ダム水路式	24.00	25,600	51,551
宮川第二	宮川	北牟婁郡紀北町	水路式	24.00	28,600	68,690
宮川第三	堂倉谷川 不動谷川	多気郡大台町	ダム水路式	3.00	12,000	56,339
三瀬谷	宮川	多気郡大台町	ダム式	40.00	11,400	22,897
大和谷	大和谷川	多気郡大台町	水路式	3.00	6,400	15,405
蓮	蓮川	松阪市飯高町	ダム式	9.00	4,800	12,897
青田	青田川 菅谷川	松阪市飯高町	水路式	1.50	2,800	-44
青蓮寺(平成25年4月1日 中部電力㈱に譲渡)						9,031
比奈知(平成25年4月1日 中部電力㈱に譲渡)						2,597
水力合計					94,200	251,412

※上記の他、水力エネルギーの有効利用の観点から、河川環境維持を目的とする宮川ダムからの放流水を利用して発電を行う維持放流発電設備(220kW)を平成18年4月から運用を開始しています。

(2) 電気料金の仕組み

水力発電の卸供給料金は、電気事業法に基づく卸供給料金算定規則により算出しています。

これは、原価を算定する期間（現在は1年間）内に卸供給を行うために必要な費用（営業費）に適正な利潤（事業報酬）を加えた額として算出しています。

現行料金は、平成25年度分として、9.63円/kWhで電力会社と契約するとともに、経済産業省に届出をしています。

基本料金 (年額)	従量料金単価 (1kWh当たり)	平均単価 (1kWh当たり)
2,532百万円	0.60円	9.63円

(3) 施設改良等の推進

譲渡後も含め、安定した発電を行うため、設備改修を実施します。

- ・ 譲渡課題となっているPCB含有の大型変圧器5台（宮川第一3台、宮川第二1台、三瀬谷1台）のうち、宮川第一及び宮川第二発電所は平成24年度に取替えを行い、残る三瀬谷発電所は平成25年度に取替え予定です。
- ・ 12年に1度、約2ヶ月発電を停止して行う水車発電機等の分解点検を実施します。（平成25年度 宮川第一・宮川第二発電所）

【年度別事業費】

(単位：百万円)

年度	H23	H24	H25	H26	4か年計
電気事業（水力）	335	1,085	924	728	3,072

※「企業庁第2次中期経営計画」（平成25年4月見直し）より抜粋。事業費は計画ベース。

(4) 水力発電事業の譲渡

ア 経過

- ・ 平成19年10月 中部電力㈱を相手先として交渉開始
譲渡条件：①適正な譲渡価格
②すべての発電所が継続して運営されること
③地域貢献の取組が継続されること
- ・ 平成23年 8月 「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」の締結

【基本合意の内容】（平成24年7月の青田発電所の譲渡時期変更後の内容）

- ・ 譲渡価格は105億円とする。
- ・ 10箇所すべての発電所を、3年間で順次譲渡する。

- 譲渡日 平成25年4月1日 2発電所（青蓮寺、比奈知）
- 譲渡日 平成26年4月1日 3発電所（蓮、宮川第一、宮川第二）
- 譲渡日 平成27年4月1日 5発電所（大和谷、宮川第三、長、三瀬谷、青田）

・平成24年 9月 譲渡対価の支払方法に関する確認書の締結

	1回目	2回目	3回目
譲渡日	平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日
発電所名	青蓮寺発電所 比奈知発電所	蓮発電所 宮川第一発電所 宮川第二発電所	大和谷発電所 宮川第三発電所 長発電所 三瀬谷発電所 青田発電所
分割した譲渡対価	10.7億円	26.0億円	68.3億円

※譲渡対価は税抜き

- ・平成24年12月 2発電所を譲渡することに伴う重要な資産の処分に関する予算案の可決
- ・平成25年 2月 「青蓮寺発電所および比奈知発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書」を中部電力㈱と三重県企業庁との間で締結
- ・平成25年 3月 三重県公営企業の設置条例の一部を変更する条例案の可決
- ・平成25年 4月 2発電所（青蓮寺発電所・比奈知発電所）を中部電力㈱へ譲渡

イ 今後の対応

2回目以降の譲渡に向けて、設備、水利関係手続きなどの下記のような諸課題への対応を的確に進めます。

- ・地域貢献課題：宮川の流量回復
- ・主な設備課題：PCB含有大型変圧器の取替、青田発電所の導水路の復旧
- ・その他：水利権の譲渡、発電所等の運用上の協定書等の整理

また、水力発電施設の譲渡に伴う「三重県公営企業の設置等に関する条例」の改正などについては、県議会へ諮っていきます。

4 RDF焼却・発電事業

(1) 運営状況

本県のRDF焼却・発電事業は、資源循環型社会の構築をはかるとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するための県のモデル事業として、企業庁が、水力発電事業（地方公営企業法第2条に規定する法定事業として実施）の附帯事業として、平成14年12月から運営しています。

三重ごみ固形燃料発電所は、平成15年8月19日の貯蔵槽爆発事故発生に伴い運転を停止しましたが、安全対策等の施設改修および危機管理マニュアル等を整備し、試運転を経て、平成16年9月21日から運転を再開しました。

また、安定的にRDFを処理するため、貯蔵施設を新たに整備し、平成18年8月29日から運用を開始しました。

現在、焼却・発電施設及び貯蔵施設の各運転管理業務受託事業者と企業庁が緊密な連携のもと一体となって発電所の運営にあたっています。

(参考1) 発電所の概要

設置場所：桑名市多度町力尾地内

処理方式：外部循環型流動層ボイラ方式

処理能力：240 t/日（120 t/日×2系列）

発電出力：12,050 kW

(参考2) RDF製造市町（6団体14市町）

事業主体	構成市町
桑名広域清掃事業組合	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
香肌奥伊勢資源化連合	松阪市、大台町、多気町、大紀町
南牟婁清掃施設組合	熊野市、御浜町、紀宝町
志摩市	—
伊賀市	—
紀北町	—

ア 焼却・発電施設の運用

RDF受入検査やボイラの排ガス分析等、周辺地域の環境測定を適宜実施するとともに、設備の定期点検（ボイラ2基×年3回）と法定自主検査（ボイラ2年に1回、タービン4年に1回）を行うなど安全確保に取り組んでいます。

RDFの焼却により発電した電力は、桑名広域清掃事業組合及び電気事業者に供給しており、これは一般家庭約1万3千世帯の1年間の使用電力量に相当します。

（平成24年度実績）RDF処理量：47,333 t（日平均 約130t）

供給電力量：49,044千kWh

イ 貯蔵施設の運用

(ア) 平常時の運用

ボイラの連続運転を確保するため、RDF搬入量の少なくなる週末に向けて必要な量のRDFを貯蔵します。

(イ) RDFの適切な貯蔵

異常を早期に発見し、迅速かつ的確な対応ができるよう、「RDF貯蔵施設管理規程」に基づき、24時間体制で温度・ガス等の監視を行います。

(ウ) ボイラ定期点検時等の運用

2基のボイラは1基ごとに点検するため、ボイラ1基の処理能力を超えるRDFを貯蔵し、点検等終了後に焼却処理します。なお、4年に1回のタービン法定自主検査時には、貯蔵能力を超えるRDFを外部処理します。(次回は、平成26年度)

◎RDF貯蔵施設(平成18年8月より運用開始)の概要

ア 形式:屋内式開放型ピット方式

イ 主要寸法:幅39m×長さ39.8m×高さ10.6m

ウ 最大貯蔵量:約1,000t(約137t×6ピット、約86t×2ホッパ)

エ 主な安全対策設備:

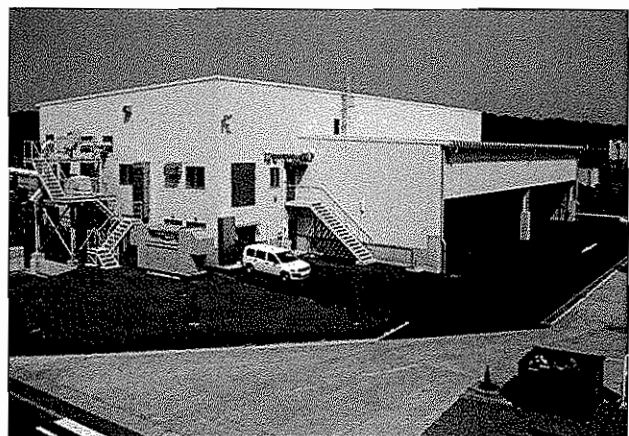
- 温度測定装置
 - ・ピット内RDF温度測定器(測温ケーブル式)2本/ピット
 - ・ホッパ内RDF温度測定器(測温抵抗体式)8箇所/ホッパ
 - ・RDF表面温度計(赤外線2次元イメージセンサー)2基
 - ・温湿度計 室内外各1基

○ガス濃度測定装置(一酸化炭素、メタン、水素、酸素)1式

○常時換気設備(処理風量250m³/分)1基

○ピット内注水設備

- ・防火水そう(200m³)1基
- ・防火ポンプ(100m³/時間)1台



RDF貯蔵施設

(2) 安全対策等

ア 安全管理会議

平成16年3月に、発電所の安全運転の確保および環境保全に資するため、学識経験者、地域住民、市町関係職員、消防職員、県関係職員で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を、さらに同年5月には、専門的、技術的知見からの検討を行うため、学識経験者等で構成する「同技術部会」を設置し、運転状況を随時報告するとともに、発電所の運営等についてご意見をいただき、安全・安定運転に反映しています。

(開催実績) 平成24年度:安全管理会議2回、技術部会2回

イ RDF品質管理

「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」に基づき、RDFの品質管理を行っています。主な取組として、RDFの受入時には必ず受入検査を行い(年間2,800回程度)、同規程の基準を満たさないRDFは市町に返却するなど、環境生活部と連携しながら、品質管理を徹底しています。

ウ 地域との連携

地域住民の安全かつ安心な生活環境の保全に向けて、地域と企業庁が協働して取り組むため、地元自治会役員と発電所職員で構成する「地域連絡会議」を設置し、地域との調整や情報共有を行っています。

また、発電所だより(月1回発行)により、定期的に地元住民に発電所の運転状況等を報告しています。

今後も地元住民等関係者の理解と協力のもと、発電所の運営を進めます。

(3) RDF処理委託料の改定経緯

ア 平成18年度、平成19年度の処理委託料の改定

RDF焼却・発電事業は、売電による電力料収入と市町の負担により運営経費を賄うこととし、当初RDF1tあたりの処理委託料3,790円で事業を開始しました。

その後、電力料収入の減少や新たな安全対策経費の増加等により、健全経営が困難な状況となったため、関係市町と協議を重ね、平成19年2月7日のRDF運営協議会総会において、平成18年度及び平成19年度のRDF1tあたりの処理委託料を5,058円とすること、引き続き平成20年度以降の適正な処理委託料改定に向けた協議を進めることなどについて、市町と合意しました。

イ 平成20年度以降の処理委託料の改定

平成20年度以降の処理委託料については、RDF運営協議会総務運営部会において、関係市町から提出されたRDF処理量の見通しや収支試算に基づく収支見込み^{※1}に基づき、平成20年11月6日に開催したRDF運営協議会総会において、平成28年度に9,420円/tの収支均衡単価となるよう、平成21年度から毎年度処理委託料を段階的に引き上げることが合意されました。

※1 収支試算に基づく収支見込み(平成14年度～平成28年度) (税抜き)

	累積欠損 第1期(H14～H17)	収支試算(1) 第2期(H18～H19)	収支試算(2) 第3期(H20～H28)
RDF処理量	115,505t	100,745t	457,498t
収入	1,558百万円	1,434百万円	6,420百万円
支出	2,600百万円	1,793百万円	8,321百万円
損益	△1,042百万円	△359百万円	△1,901百万円

※第1期は実績を反映(RDF処理料金は3,790円/t)

※第2期及び第3期は、RDF処理料金を5,058円/tとして試算

※累積欠損見込額 約3,302百万円

※第3期において収支が均衡するRDF処理料金は、9,420円/tと試算される。

ウ 平成23年度からの処理委託料の改定

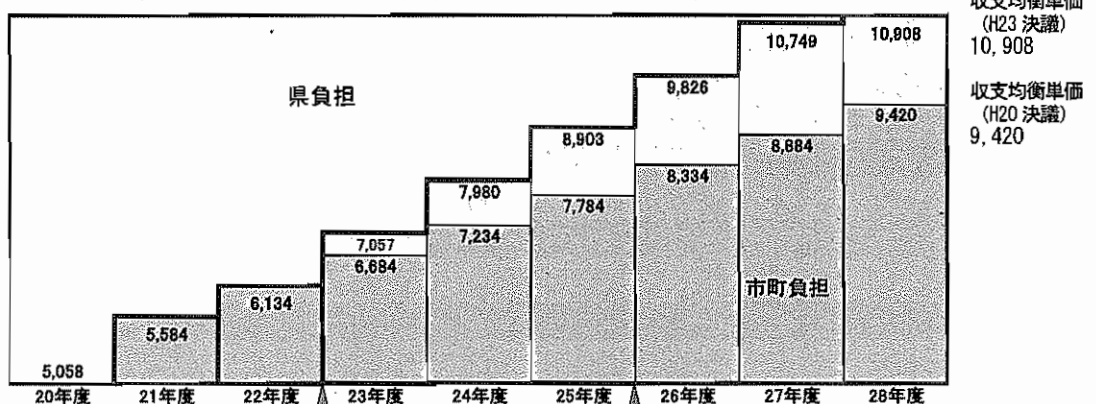
収支計画は平成20年11月の総会決議により3年ごとに見直すこととなっていることから、収支計画の見直し案等^{*2}について市町と協議を行いました。その結果、収支不足見込額が4.1億円悪化することに伴って、最終平成28年度の収支均衡単価を10,908円/tとする^{*3}ことが、平成23年4月5日に開催したRDF運営協議会総会において決議されました。

※2 平成23年4月の収支見直し（平成20年度～平成28年度）（税抜き）

	現収支計画 (H20～H28)	見直し案 (H20～H28)	差 額
RDF処理量	457,698 t	414,881 t	△42,617 t
収 入	6,420百万円	5,906百万円	△514百万円
支 出	8,321百万円	8,219百万円	△102百万円
損 益	△1,901百万円	△2,313百万円	△412百万円

※RDF処理料金を5,058円/t（税込額。税抜額は、4,817円/t）として試算

※3 平成23年4月の収支見直しに基づく処理委託料



エ 売電料金の増加等に伴う収支計画、処理委託料の見直しの検討

(ア) 経緯

三重ごみ固形燃料発電所において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生エネ法）」に基づく固定価格買取制度の設備認定を平成24年10月に受けたことにより、11月からの平均売電単価は、約5円/kWh上昇し約13円/kWhとなりました。

また、平成25年度の電力供給契約については、入札の結果、平均売電単価は約18円/kWhとなりました。（※売電単価は、税抜き額。）

(イ) 今後の対応

引き続き、RDF運営協議会総務運営部会において、収支計画や処理委託料の見直しについて協議を進めていきます。

(4) RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について

ア あり方検討作業部会の設置

平成20年11月の総会決議により、平成20年12月に「あり方検討作業部会」を設置し、事業を継続する場合の諸課題について検討を行い、一定の方向性を得るよう市町と協議を進めてきました。

イ 平成29年度以降の新たな枠組み

平成22年4月に開催した理事会で、平成29年度以降、県内5製造団体（13市町）^{※4}での新たな枠組みにおいて事業を継続することになりました。

※4 5製造団体（13市町）：志摩市は平成25年度までの参加、平成26年度から離脱

ウ 平成23年4月5日運営協議会総会決議

平成23年3月1日の第15回あり方検討作業部会において、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）を県と市町とで半分ずつ負担することなどを内容とする新たな提案を行い市町と協議を進めた結果、平成23年4月5日のRDF運営協議会総会において決議されました。（参照：別添資料P36）

エ RDF焼却・発電事業に係る確認書

平成23年度は、平成20年11月6日及び平成23年4月5日の総会において決議された事項の確認と離脱などの手続きを定めるため、「RDF焼却・発電事業に係る確認書（案）」の協議を総務運営部会で進め、平成24年3月28日に開催されたRDF運営協議会理事会において、確認書案が原案どおり承認されました。（参照：別添資料P38）

オ 今後の対応

RDF焼却・発電事業に関する確認書の締結については、松阪市の香肌奥伊勢資源化広域連合からの脱退問題について同連合内で事務レベル協議が継続中であるため、その状況を把握しながら、平成23年4月5日の協議会総会合意や平成24年3月28日理事会決議を踏まえてRDF運営協議会とともに対応していきます。

また、管理運営委託業者の確保等、平成29年度以降の事業継続にかかる残された課題については、引き続き、RDF運営協議会において市町と協議を進めます。

(5) 訴訟経過

RDF貯蔵槽爆発事故に係る富士電機(株)との間の損害賠償請求訴訟については、平成18年9月7日に口頭弁論が開かれ、現在も継続して審理が行われています。

次回期日は、平成25年7月8日の予定であり、今後も、弁護士とも十分相談し、適切に対応していきます。

【参考】民事訴訟の損害賠償請求額について

県側 : 22億5,653万4,672円

富士電機(株)側 : 31億5,408万 568円

【資料】

企業庁事務分掌

職員数 231人

副庁長

千代世 正人
(電話：059-224-2821)

企業総務課 17人
課長 浅井 雅之
(電話：059-224-2822)

総務班 4人

組織定数及び人事に関すること
給与及び福利厚生に関すること
人権施策に関すること

法令班 2人

法令、訴訟に関すること

企画班 4人

経営計画の推進に関すること
重要施策・重要事業の企画調整に関すること
県議会に関すること
広聴広報に関すること

事業管理班 6人

入札・契約制度及び技術管理に関すること
人材育成に関すること
危機管理に関すること
労働安全衛生に関すること

財務管理課 13人
課長 高須 幹郎
(電話：059-224-2829)

経理班 4人

経理に関すること
決算に関すること

予算管理班 5人

予算に関すること

資産管理班 3人

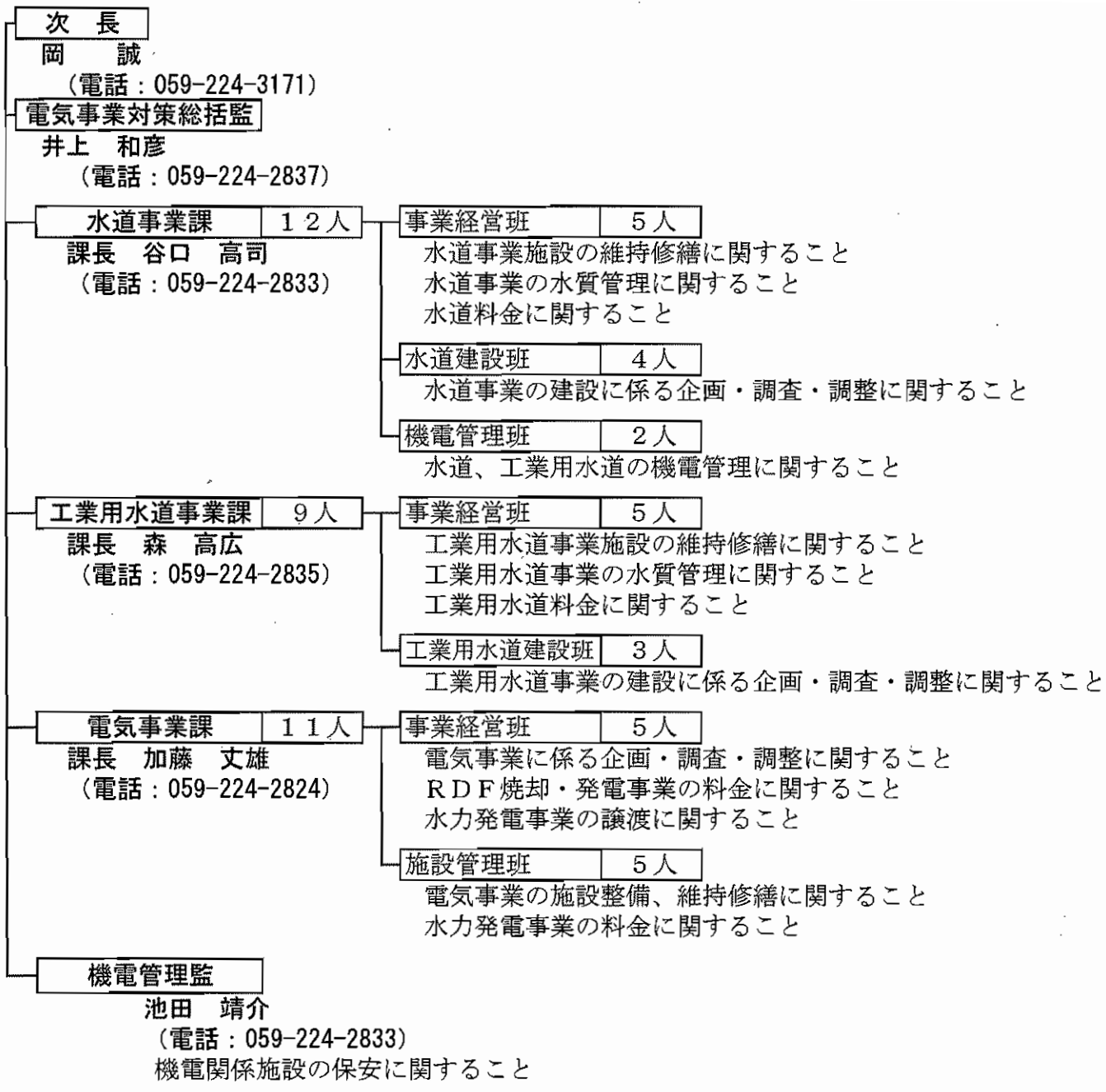
固定資産管理に関すること

危機・事業管理監兼RDF発電監

村林 行一
(電話：059-224-2822)
危機管理、事業管理の推進及びRDF焼却・発電事業に関すること

資産管理監

芳賀 敏孝
(電話：059-224-2829)
資産整理の推進、資産管理の調整及び企業出納員に関すること



平成23年4月5日

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について、平成20年11月6日の三重県RDF運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う。

1 平成29年度以降の費用負担について

平成28年度に収支が均衡する処理委託料としたうえで、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。

2 事業主体について

平成29年度以降継続期間中については、県が事業主体となる。

3 平成29年度以降の継続期間について（平成22年8月27日の理事会で確認済）

平成29年度以降の継続期間は、4年間（平成32年度末）とする。

4 平成29年度以降の参画市町について（平成22年4月14日の理事会で確認済）

平成29年度以降、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。

5 継続期間中の離脱ルールについて（平成22年8月27日の理事会で確認済）

継続期間中は、新たな枠組みによって、RDF焼却・発電事業に協力して取組むこととする。このことから、RDF構成市町が平成29年度以降にRDF焼却・発電事業から離脱する場合のルール（契約解除に伴う費用負担）については、RDF量に相当する費用負担を原則として、次の案を基本とする。

【負担費用算出の考え方】

RDF構成市町の事由による契約解除に伴う費用負担については、離脱する構成市町は、離脱の年度から事業期間が満了するまでの期間における処理委託料に残存期間におけるRDF処理委託量に乗じた額及びRDFが処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額を負担する。

6 継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用について（平成22年8月27日の理事会で確認済）

継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また、終了した後の撤去費用については、県が負担する。

7 適切な経費チェック方策について

RDF焼却・発電事業の予算、決算について、RDF運営協議会総務運営部会でチェックを行う。

8 行政直営での事業運営について

RDF焼却・発電施設は装置も多く、複雑な構成となっていることから、維持管理のための専門的な要員も必要である。こうしたことから、その管理運営については、行政直営よりも民間事業者のノウハウを活用することが有効である。

9 RDF処理とその他の処理との経費比較について

各市町のRDF焼却・発電事業終了後の施設建設にかかる費用については、全国の実績を参考に処理方式別の建設コスト、また、維持管理費については、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく経費一覧等をあり方検討作業部会で示した。これらの資料はRDF焼却・発電事業終了後のごみ処理について市町が検討するための参考資料とし、県は市町に技術的支援を行う。

10 課題13項目中今後も引き続き検討が必要な項目について

13項目の課題について、引き続き検討が必要な項目は、以下の3項目であり、今後は総務運営部会において、検討し、一定の方向性を出していく。

- 1 改修期間中のRDF受け入れ先の確保
- 2 継続期間中の維持管理体制
- 3 RDFの運搬コストの低減方策

11 今後のRDF運営協議会の運営について

今後のRDF運営協議会は、課題の進捗状況を共有するため、適宜開催する。

12 RDF焼却・発電施設の経費節減について

県は、引き続き安全・安定運転を前提としたうえで、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的なRDF焼却・発電施設の運用に、努めることとする。

平成24年3月28日
RDF運営協議会理事会提出

RDF焼却・発電事業に係る確認書（案）

伊賀市、志摩市、紀北町、香肌奥伊勢資源化広域連合、桑名広域清掃事業組合、南牟婁清掃施設組合及び三重県は、RDF焼却・発電事業（以下「事業」という。）について、平成20年11月6日及び平成23年4月5日の三重県RDF運営協議会（以下「協議会」という。）総会決議に基づき、本書を取り交わすことにより、事業が円滑に実施できるよう次のとおり確認する。

（運営体制）

第1条 事業については、次の製造団体及び製造団体を構成する市町が参画し、三重県（以下「県」という。）が事業主体となって運営する。ただし、志摩市が参画する期間については、平成23年4月5日の協議会総会決議に基づき、平成26年3月31日までの期間とする。

伊賀市

志摩市

紀北町

香肌奥伊勢資源化広域連合（松阪市、多気町、大台町、大紀町）

桑名広域清掃事業組合（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）

南牟婁清掃施設組合（熊野市、御浜町、紀宝町）

（事業期間）

第2条 前条に規定する運営体制による事業期間は、平成33年3月31日までの期間とする。

（費用負担）

第3条 平成28年度までの費用負担については、次のとおりとする。

(1) 事業の運営に要する費用は、売電による収入及び製造団体が負担する処理委託料（平成19年2月7日の協議会総会決議による処理委託料により算出したものをいう。）をもって充てるものとするが、収支計画における平成20年度から平成28年度までの収支不足見込額については、平成20年11月6日の協議会総会決議に基づき、製造団体と県が半分ずつ負担する。

(2) 前号の収支計画については、平成20年度以後3年度ごとに見直すこととされていることから、平成23年4月5日の協議会総会において改定された収支計画については、平成25年度に見直す。

(3) 前2号の収支計画における収支不足見込額とその実績に過不足が生じる場合は清算するものとし、その清算方法等については、別途協議会で定める。

2 平成29年度から平成32年度までの費用負担については、次のとおりとする。

(1) 事業の運営に要する費用は、売電による収入及び製造団体が負担する処理委託料（平成28年度に収支が均衡する処理委託料により算出したものをいう。）をも

って充てるものとするが、平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費及び外部処理費をいう。以下同じ。）については、平成23年4月5日の協議会総会決議に基づき、製造団体と県が半半ずつ負担する。

(2) 平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額のうち製造団体負担分の負担方法等については、別途協議会で定める。

(3) 平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額とその実績に過不足が生じる場合は清算するものとし、その清算方法等については、別途協議会で定める。

(運営体制からの脱退等)

第4条 製造団体は、当該製造団体又は当該製造団体を構成する市町（以下「製造団体等」という。）が、平成33年3月31日（志摩市については、平成26年3月31日）までに第1条の運営体制からの脱退（以下「脱退」という。）をするときは、遅くとも脱退を希望する日の1年前までに協議会長宛て文書により協議しなければならない。

2 脱退の協議があった場合は、協議会理事会において審議し、協議会総会へ報告する。

3 前項により協議会において製造団体等の脱退が認められた場合は、脱退が認められた製造団体又は脱退が認められた市町が属する製造団体は、遅滞なく脱退に伴う負担金を一括で支払わなければならない。

4 前項の脱退に伴う負担金については、次項により算定するものとし、協議会理事会において審議し、協議会総会へ報告する。

5 脱退に伴う負担金は、脱退の日から平成33年3月31日（志摩市については、平成26年3月31日）までの期間（以下「残存期間」という。）における各年度の処理委託料単価（平成29年度から平成32年度の処理委託料単価については、平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額のうち、製造団体が負担するべき額を含むものとして算出したものをいう。）に残存期間における各年度のRDF処理委託量（脱退する日の属する年度の前年度以前3年間の処理委託量の平均値とする。）を乗じて得た額及びRDFが処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額とする。

6 製造団体等が、RDF焼却・発電施設における処理が可能であり、かつ、製造団体のRDF化施設における処理が可能でもあるにも関わらず、焼却施設における処理その他RDF焼却・発電施設以外の施設における処理を意図的に行った場合は、協議会理事会において審議し、協議会総会へ報告する。ただし、3R推進によるごみの減量化、堆肥化等については、ごみの発生・排出抑制であることから、この限りではない。

7 前項により協議会において脱退と認められた場合は、脱退と認められた製造団体又は脱退と認められた市町が属する製造団体は、遅滞なく脱退に伴う負担金を一括で支払わなければならない。

(事業期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用)

第5条 事業期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属するものとし、事業

が終了した後の撤去費用については、県が負担する。

(経費の節減等)

第6条 県は、安全・安定運転を前提とした上で、経費の節減に資するよう、効率的なRDF焼却・発電施設の運用に努める。また、事業の予算及び決算については、協議会総務運営部会でチェックを行う。

(県の技術的支援)

第7条 製造団体等が平成33年度以降のごみ処理方式を検討するため参考となる資料について、県は市町に協議会で提供する等技術的支援を行う。

(疑義等に関する取扱い)

第8条 この確認書に関し疑義の生じた事項及び確認書に定めのない事項については、協議会で協議の上決定する。

平成 年 月 日

三重県伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市
伊賀市長 内保博仁

三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22
志摩市
志摩市長 大口秀和

三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀495番地8
紀北町
紀北町長 尾上壽一

三重県多気郡多気町丹生4290
香肌奥伊勢資源化広域連合
広域連合長 久保行男

三重県桑名市多度町力尾
桑名広域清掃事業組合
管理者 水谷元

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 2 0 5 3
南牟婁清掃施設組合
管理者 古川 弘 典

三重県津市広明町 1 3 番地
三重県
三重県知事 鈴木 英 敬

三重県津市広明町 1 3 番地
三重県
公営企業管理者
三重県企業庁長 東 地 隆 司